

白井市告示第47号

市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

平成16年4月1日

白井市長 中 村 教 彰

変更調書

新 大字	旧		地 番	
	大字	字		
笹塚二丁目	根	笹塚	122の14の内 122の15~122の17 122の19の内 122の20の内 122の21~122の27 122の28の内 122の34の内 122の35の内 122の36 122の38の内~122の40の内 122の41 122の42の内 122の43 122の48の内 122の53~122の56 122の65の内 122の67の内~122の69の内 122の80の内 122の81 123の10の内 123の11 123の12の内 124の1の内	
		復	根木山	620の4の内
		南山	1,088の2の内 1,089の2の内~1,089の4の内 1,090の1 1,090の2 1,091の1 1,091の2 1,092の2の内	
		西谷津	1,120の1 1,122 1,124の内 1,125 1,126 1,127の1 1,127の2 1,128~ 1,134 1,135の内 1,137の内 1,139の内 1,140の2の内 1,140の3の内 1,140の4 1,140の8~1,140の12 1,140の15の内 1,140の29 1,140の32 1,140の34 1,140の36 1,140の48 1,140の53~1,140の55 1,140の57 1,140の60 1,140の62	
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部 備考 上記の土地の表示は、平成16年1月15日現在の土地登記簿謄本によるものである。				